



大仙市成人軽度・中等度難聴者 補聴器購入費助成事業



聴覚障害による身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度の難聴の方に対し、補聴器の購入費用の一部を助成します。

注意

申請以前に購入された補聴器については、助成の対象となりませんので、購入する前に申請をしてください。

【問い合わせ先】

健康福祉部 社会福祉課 障がい者支援班

TEL 0187-63-1111 FAX 0187-63-8811

大仙市ホームページ <https://www.city.daisen.lg.jp/>

対象者

助成の対象となる方は、次に掲げる全てに該当する方です。

- 大仙市内に住所を有する 18 歳以上の方
- 両耳の聴力レベルが原則として 30 デシベル以上 70 デシベル未満で、身体障害者手帳の交付の対象とならない方
- 医師に補聴器の装用が特に必要と判断された方
- 市税の滞納がない方
- 当該助成金の交付を 5 年間受けていない方

※助成対象者の属する住民基本台帳での世帯の中に、市民税所得割額が 46 万円以上の方がいる場合は対象となりません。

対象補聴器

管理医療機器として認定された製品で、言語聴覚士または認定補聴器技能者が調整し適合状態が確認された補聴器

助成額

補聴器購入費用の 2 分の 1 の額
(上限 50,000 円)

※補聴器購入費には、補聴器本体のほか、付属品を含むものとします。ただし、修理、部品の交換及び調整等の費用は含みません。

申 請 の 流 れ

① 申請書類の準備

申請書類を、市窓口もしくは市のホームページ等で受け取ります。

- 大仙市成人軽度・中等度難聴者補聴器購入費助成申請書(様式第1号)
- 医学的判定意見書(様式第2号)

② 医療機関受診

医療機関（耳鼻咽喉科等）を受診し、補聴器の装用が必要と認められた場合は「医学的判定意見書」の作成を医師に依頼します。

受診や意見書作成に係る費用は自己負担となります。

※意見書の作成は、身体障害者福祉法の規定により都道府県知事が定める医師に限られます。事前に医院等にご確認ください。

③ 補聴器の見積書の準備

補聴器の販売店に購入する補聴器の見積書の作成を依頼します。

※対象となる補聴器は、管理医療機器として認定された製品で、言語聴覚士または認定補聴器技能者が調整し適合状態が確認された補聴器です。

④ 申請手続き

以下の書類をそろえ、社会福祉課もしくは各支所市民サービス課に提出してください。

- 大仙市成人軽度・中等度難聴者補聴器購入費助成申請書(様式第1号)
- 医学的判定意見書(様式第2号)
- 医学的判定意見書の処方に基づき、補聴器販売事業者が作成した補聴器の見積書

※令和7年1月1日住所が大仙市以外の方は、その市区町村の発行する令和7年度住民税額の証明書（世帯全員分）の提出を求めることとなります。

郵送の場合はこちらへ 〒014-8601 大仙市大曲花園町1番1号 社会福祉課 障がい者支援班

⑤ 交付決定

審査後、市から以下の書類が届きます。

- 大仙市成人軽度・中等度難聴者補聴器購入費助成決定通知書(様式第4号)
- 難聴者補聴器購入費支給券(様式第5号)

※審査の結果、申請を却下することを決定した場合は、申請却下通知書が届きます。

⑥ 補聴器の購入

見積書を作成した販売事業者に「支給券」を提出し、補聴器を購入してください。

※助成との差額分を支払い、助成金の請求及び受領について、難聴者補聴器購入費助成請求書(様式第7号)により販売事業者に委任してください。